

令和5年度

# 学校いじめ防止基本方針

蒲郡市立形原北小学校

# 学校いじめ防止基本方針

蒲郡市立形原北小学校

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

## 2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為である。また、いじめを受けた児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校・学級でも起こり得る、絶対に許されない行為であり、いじめを絶対に許さない」という強い意志をもち、「しない、させない、見逃さない」との考え方を基本として、いじめの防止等の対策に取り組むことが重要である。また、「いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

形原北小学校では、校訓「自主・創造」をもとに「生きる力を育み、可能性に挑戦する子ども」の育成に向けて、児童の自主性を大切に活動を行ってきた。また、学級・学年・他学年の児童がお互いにより良い関係を築くような授業づくり・学校行事を行うようにしてきた。

学校のみならず、家庭・地域社会・関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、学校いじめ防止基本方針を定める。

## 3 いじめ防止対策組織と役割

### (1) 「いじめ・不登校・特別支援対策委員会」

(全教職員。必要に応じてスクールカウンセラー)

いじめのわずかな兆候や懸念、児童からの訴えなどを担任や一部の教員が抱え込むことのないように組織として対応する。学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

### (2) 「いじめ・不登校・特別支援対策小委員会」

(校長・教頭・教務主任・校務主任・該当学年教員・養護教諭。必要に応じてスクールカウンセラー)

実際に問題が起こった場合に、今後の対応、心のケア等について、組織として

対応していく。

### (3) いじめ防止対策組織の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行う。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だより、ホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況を発信する。

エ いじめに対する措置

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導、支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り継続的な指導、支援を行う。

※問題解消とは、以下の2点が満たされる状態である。

- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が少なくとも3か月は止んでいる状態。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないかを、被害児童と保護者の双方と面談し確認する。

## 4 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

### (1) いじめの未然防止への取り組み

ア 生命、人権を尊重し、差別やいじめを許さない信頼感に満ちた学級、学年、学校づくりに努める。

イ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

ウ 全職員が全児童の担任という意識で、全校児童を見守る体制をとる。

エ 「いじめは人として絶対に許されない」という意識を教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。

オ 「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。

カ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。また、児童会を中心として、あいさつ運動や思いやり運動等を展開する。

キ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットサービスの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者にならないように継続的に指導する。

## (2) いじめの早期発見への取り組み

ア 児童との日常的な会話や声かけ、日記指導などを通して、児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。

イ 定期的ないじめアンケートや教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないようにする。

ウ 教師と児童の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ 外部の相談機関を紹介し、児童・保護者が相談しやすい環境を整える。

## (3) いじめに対する対応

ア いじめの発見、通報を受けたら「いじめ・不登校・特別支援対策委員会」を中心に情報を共有し、組織的にかつていねいに対応する。

イ けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、軽い言葉で相手を傷つけ、謝罪し、再び良好な関係を築くことができた場合も、対応組織に必ず報告する。

ウ いじめへの対応は一人で抱え込まず、組織で対応していく。情報を全職員で共有する。

エ 加害児童と被害児童の双方の保護者に説明し、家庭と連携を取りながら児童への指導にあたる。

オ 被害児童の気持ちに寄り添い、安全を確保し、どんなことがあっても守り通すという強い姿勢で対応する。

カ 加害児童には教育的配慮のもと、いじめは許さないという毅然とした姿勢で指導や支援を行い、今後の成長を支援する。

キ いじめが起きた集団への適切な事後支援を行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団作りへの支援を継続的に行う。

ク 必要に応じてスクールカウンセラーやソーシャルワーカー(主任児童委員等)等の専門家や教育委員会、家庭児童相談室、東三河児童・障害者相談センター、警察署等の関係機関との連携のもとで取り組む。

ケ ネット上でのいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## 5 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「臨時いじめ・不登校・特別支援対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応

する。

- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 6 学校の取り組みに対する検証、見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C A ( P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N ) で見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行う。

## 7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（外部講師、スクールカウンセラーによる講義など）を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、形原北小学校のホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前、事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

### チェックリスト

- 全職員が、いじめ防止対策推進法を読んでいる。
- いじめ情報が、すぐに対策組織に報告されている。
- いじめアンケートは回収して、すぐに目を通してしている。
- 善悪の基準が、しっかりと示されている。
- 担任が、学級の間人間関係を把握している。
- 定期的・日常的に個人面談を実施している。
- 部活動より、面談・家庭訪問・補習を優先している。
- 担任自身に、率直に相談できる教職員がいる。
- S C や心の教室相談支援員と協働できている。
- 担任が、保護者の信頼を得られている。
- 第三者となる児童が、担任等にいじめを相談できる。

## 【重大事態の対応フロー図】

